

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施機関

対象地域	住田町
実施機関	住田町鳥獣被害防止総合対策協議会 住田町

2 被害防止計画の達成状況

被害防止計画目標の指標	基準年度の実績値A (元年度)	目標値B (4年度)	目標年度 (4年度) の実績値C	達成率(%) (A - C) / (A - B)	備考
被害金額	5,020 千円	3,510 千円	6,247 千円	-81%	
ニホンジカ	2,500 千円	1,750 千円	2,213 千円	38%	
カモシカ	750 千円	520 千円	190 千円	243%	
ハクビシン	570 千円	400 千円	1,300 千円	-430%	
アナグマ	120 千円	80 千円	293 千円	-432%	
ツキノワグマ	90 千円	60 千円	16 千円	245%	
イノシシ	0 千円	0 千円	727 千円	—	
ニホンザル	450 千円	310 千円	1,412 千円	-687%	
スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	540 千円	380 千円	96 千円	277%	
被害面積	6.1 ha	4.2 ha	7.4 ha	-69%	
ニホンジカ	2.8 ha	2.0 ha	2.5ha	42%	
カモシカ	0.6 ha	0.4 ha	0.9 ha	-216%	
ハクビシン	1.1 ha	0.8 ha	2.0 ha	-294%	
アナグマ	0.3 ha	0.2 ha	0.3 ha	-37%	
ツキノワグマ	0.2 ha	0.1 ha	0.01 ha	197%	
イノシシ	0.0 ha	0.0 ha	0.2 ha	—	
ニホンザル	0.5 ha	0.4 ha	1.4 ha	-1,016%	
スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	0.5 ha	0.4 ha	0.1 ha	389%	

注) 対象鳥獣ごとに記入すること。

3 目標達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	共用開始	事業効果
鳥獣被害防止施設	令和2年度：電気牧柵 3,940m 令和3年度：シカ防護網 400m 電気牧柵 2,200 m (当初 1,050m、明許 1,150m) 令和4年度：電気牧柵 1,760m (当初 720m、明許 1,040m)	住田町鳥獣被害防止総合対策協議会	R3. 3. 29～ R4～	農作物被害の防止
有害捕獲	令和2年度：生息域調査1群 令和3年度：箱罟(大型獣用)1器 令和4年度：なし	住田町鳥獣被害防止総合対策協議会	R2～	有害鳥獣捕獲に伴う農作物被害の防止
被害防除	令和2年度： 複合柵技術実証 1箇所 令和3年度： 研修会の開催1回 野生サル接近警戒システム1箇所 令和4年度： 研修会の開催1回	住田町鳥獣被害防止総合対策協議会	R2～	
サル複合対策	令和3年度： 生息域調査1群 研修会の開催1回	住田町鳥獣被害防止総合対策協議会	R3～	
ICT等新技術の活用	令和3年度：わな通知システム 令和4年度：動物位置情報システム			
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 有害捕獲	ニホンジカ有害捕獲 令和2年度：1,383頭 令和3年度：1,049頭 令和4年度：981頭 (町単独事業) ハクビシン有害捕獲 令和2年度：114頭 令和3年度：60頭 令和4年度：71頭	住田町	H29. 4. 1～	有害鳥獣捕獲に伴う農作物被害の防止

4 総合評価

防止柵の設置は農作物被害を軽減するため効果的であるが、未設置の農地への鳥獣の集中、柵の老朽化や破損等による効果の減少がみられる。新たにイノシシの被害も報告されており、侵入防止柵の管理の徹底や、未設置農地への設置の推進等、農地を守っていけるよう支援をしていく。また、ニホンザルについては分布の広域化と個体数の増加が懸念されており、被害も拡大している。ニホンザルは移動性が高く、通常の電気柵では被害軽減が難しいため、生息環境の調査やサル被害防止用の防護柵設置など、多角的な対策を講じる。

5 第三者の意見（鳥獣保護巡視員 佐々木明）

近年、野生鳥獣による農林業被害が増加傾向にある中で、特にニホンザルによる目撃情報及び農作物被害が著しく増加している。そのため、今まで以上に被害防除のため防護柵設置の推進や、花火による追払い等について取組む必要がある。過去と比較すれば花火を鳴らしたところで効果は薄いですが、継続的に行っていく必要がある。

ニホンザル以外にも、イノシシによる農作物被害も増加傾向である。イノシシの生態を鑑みて、人の前に姿を見せることが非常に少ないことから、捕獲は難航している。これ以上農作物被害を出さないため、町民及び行政・関係機関一体となって被害対策を実施していく必要があると思われる。

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領第7の2に基づき改善計画を作成し、局長に提出すること。
- 2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。
なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。